令和7年度 松戸市国民健康保険特別会計 補正予算(第1回)(案)

(単位:千円)

歳入科目	予算現額	補正額	補正後の額	備考
1. 国民健康保険料	8,890,700	0	8,890,700	
医療・現年分	5,808,600	0	5,808,600	
後期・現年分	2,034,900	0	2,034,900	
介護・現年分	727,200	0	727,200	
医療・滞納繰越分	216,936	0	216,936	
後期・滞納繰越分	70,787	0	70,787	
介護・滞納繰越分	32,277	0	32,277	
八 5支 バルツリー・ こく 5分分 未列に アルリー・ フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・フロー・	32,211	0	32,211	
2. 一部負担金	2	0	2	
2. 即只是亚	۷	0		
	1	0	1	
J. X/ J17 /X∪ J XX171	<u>'</u>	U	ı	
4. 国庫支出金	1	21,670	21,671	
災害臨時特例補助金	1	0	1	
社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	0	0	
子ども・子育て支援事業費補助金	0	21,670		システム改修(子ども・子育て支援制度対応)
丁と 0・丁月 C 又版 学未 貝 柵 切 並	U	21,070	21,070	クステム以下(100・1月(文版門及刈心)
5.県支出金	28,216,124	0	28,216,124	
保険給付費等交付金(普通交付金)		0		
	27,692,893	0	27,692,893	
保険給付費等交付金(特別交付金)	523,231		523,231	
(うち保険者努力支援分)	161,393	0	161,393	
(うち特別調整交付金分)	69,414	0	69,414	
(うち都道府県繰入金)	195,886	0	195,886	
(うち特定健康診査等負担金)	96,538	0	96,538	
6. 財産収入	2	0	2	
- 403.0	====	0.70	=	
7. 繰入金	4,475,746	853	4,476,599	
保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	1,204,065	0	1,204,065	
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	772,747	0	772,747	
未就学児均等割保険料繰入金	19,530	0	19,530	
職員給与費等繰入金	731,497	853		オンライン資格確認等運営負担金不足額 722千円、
出産育児一時金繰入金	100,000	0	100,000	
保健事業費繰入金	249,268	0	249,268	【 (委員報酬 128千円、食糧費 3千円)
その他一般会計繰入金	0	0	0	
財政安定化支援事業繰入金	33,310	0	33,310	
産前産後保険料繰入金	5,578	0	5,578	
財政調整基金繰入金	1,359,751	0	1,359,751	
8. 繰越金	300,000	322,123	622,123	
その他繰越金	300,000	322,123	622,123	納付金不足額
9. 諸収入	23,005	0	23,005	
その他諸収入	23,005	0	23,005	
滞納処分費	0	0	0	
歳入合計	41,905,581	344,646	42,250,227	
歳入合計-歳出合計=	0			

	(単位:千				
歳出科目	予算現額	補正額	補正後の額	備考	
1. 総務費	735,910	22,523	758,433		
一般管理費	614,915	0	614,915		
連合会負担金	8,416	722	9,138	オンライン資格確認等運営負担金不足額	
賦課徴収費	112,179	21,670	133,849	システム改修(子ども・子育て支援制度対応)	
運営協議会費	400	131	531	┫運営協議会開催回数増に伴う不足額	
				(委員報酬 128千円、食糧費 3千円)	
2. 保険給付費	27,875,056	0	27,875,056		
療養給付費	23,620,998	0	23,620,998		
療養費	280,000	0	280,000		
審查支払手数料	87,995	0	87,995		
高額療養費	3,695,220	0	3,695,220		
高額介護合算療養費	8,500	0	8,500		
移送費	180	0	180		
出産育児一時金	150,000	0	150,000		
出産育児一時金支払手数料	63	0	63		
葬祭費	32,000	0	32,000		
傷病手当金	100	0	100		
3. 国民健康保険事業費納付金	12,806,326	322,123	13,128,449		
医療給付費分	8,473,576	218,940	8,692,516	納付金不足額	
後期高齢者支援金等分	3,173,004	98,512		納付金不足額	
介護納付金分	1,159,746	4,671	1,164,417	納付金不足額	
4. 保健事業費	359,286	0	359,286		
特定健康診査等業務	294,516	0	294,516		
人間ドック助成業務	39,600	0	39,600		
特定健康診査啓発業務	15,585	0	15,585		
保健衛生普及事業	9,585	0	9,585		
5. 基金積立金	1	0	1		
6. 諸支出金	99,002	0	99,002		
7. 予備費	30,000	0	30,000		
歳出合計	41,905,581	344,646	42,250,227		

令和7年度 松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)(案)概要

●歳出補正 [単位:千円]

	<u>L# W・ J </u>
1. 総務費	22,523
連合会負担金	722
オンライン資格確認等運営負担金に不足が生じたため	
賦課徴収費	21,670
子ども・子育て支援金制度施行に向けたシステム改修を行うため	
運営協議会費	131
運営協議会開催回数増加のため(委員報酬・食糧費)	
3. 国民健康保険事業費納付金	322,123
医療給付費分	218,940
国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)に不足が生じたため	
後期高齢者支援金等分	98,512
国民健康保険事業費納付金(後期高齢者支援金等分)に不足が生じたため	
介護納付金分	4,671
国民健康保険事業費納付金(介護納付金分)に不足が生じたため	

 ●歳入補正
 [単位: 千円]

●成人で用止	<u> </u>
4. 国庫支出金	
子ども・子育て支援事業費補助金	21,670
子ども・子育て支援金制度施行に向けたシステム改修に伴う交付金を計上するもの	
7. 繰入金	853
職員給与費等繰入金	853
オンライン資格確認等運営負担金不足分、運営協議会開催回数増加に伴う不足分(委員報酬・食糧費)の財源とするため	
8. 繰越金	322,123
その他繰越金	322,123
前年度繰越金のうち、納付金不足分に充てるため計上するもの	

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、<u>少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み</u>として、<u>医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を</u>令和8年度に創設する。

【子ども・子育て支援法】

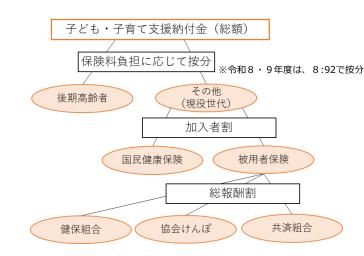
① 政府は、支援納付金対象費用(※)に充てるため、令和8年度から毎年度、

医療保険者から支援納付金を徴収すること、医療保険者は、支援納付金を納

付する義務を負うことを定める。

(※支援納付金対象費用)

- 出産・子育て応援給付金の制度化(妊婦支援給付金)(R7.4~)
- 共働き・共育てを推進するための経済支援(出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金(R7.4~)、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除(R8.10~))
- こども誰でも通園制度(乳児等支援給付)(R8.4~)
- 児童手当(R6.10~) 子ども・子育て支援特例公債の償還金等
 - *支援納付金に関する重要事項について、こども家庭審議会の意見聴取規定を設ける。
- ② 医療保険者から毎年度徴収する**支援納付金の額の算定方法等を定める(**※ **医療保険者間は、右図のとおり按分**)。
- ③ 内閣総理大臣は、**社会保険診療報酬支払基金に、支援納付金の徴収等の事 務を行わせる**ことができることとし、その業務等を定める。
- ④ 政府は、**令和6~10年度までの各年度に限り**、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において**子ども・子育て支援特例 公債を発行することができる**こととする。※償還期限は、令和33年度とする。
- ⑤ 附則において支援納付金の導入に当たっての経過措置・留意事項を定める。
 - ・ 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援 金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにすること
 - ・ <u>令和8~10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安(令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円)</u>
 - 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(R5.12.22閣議決定)を着実に 進めること 等



【医療保険各法等】

- ① 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・ 子育て支援金を徴収する。
- ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める(総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示すこととする)。
- ② 医療保険制度の取扱いを踏まえ、**支援金の** 被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康 保険等における低所得者軽減措置、医療保険 者に対する財政支援等を定める。
- ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

1

資料2-3

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	חל	入者一人当たり支援金	(参考)加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績)	(参考)	
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(①)	(②)	1)/2
全制度平均	250ฅ	350ฅ	450 ⊓	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考)被保険者一人当たり 450円	400円 (参考)被保険者一人当たり 600円	500円 (参考)被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考)被保険者一人当たり 17,900円 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考)被保険者一人当たり 400円	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考)被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考)被保険者―人当たり 500円	400円 (参考)被保険者一人当たり 700円	500円 (参考)被保険者―人当たり 850円	11,300円 (参考)被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考)被保険者一人当たり 550円	450円 (参考)被保険者―人当たり 750円	600円 (参考)被保険者-人当たり 950円	11,800円 (参考)被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- (注1)本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- (注2)被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。
- * 令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- (注3)国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- (注4)国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円 (応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。
- (注5)後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。
 *年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、
- 金額は一概にいえない。
 (注6)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳~)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40~64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)